

平成31年 第3回 福岡市選挙管理委員会

2月5日（火） 午前10時30分

議 題

1 議案

議案第2号 投票所入場整理券の様式等に関する規程の一部を改正する規程案について

議案第3号 公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規程案について

議案第4号 福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程案について

議案第5号 福岡市議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式について

議案第6号 福岡市議会議員一般選挙に用いる仮投票用封筒，不在者投票用外封筒，郵便等による不在者投票用外封筒及び特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票外封筒に押すべき印について

議案第7号 福岡市議会議員一般選挙における印影印刷用公印の使用について

議案第8号 福岡市議会議員一般選挙における公営ポスター掲示場の区画数について

議案第9号 福岡市議会議員一般選挙において公営ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日について

2 報告事項

- ① 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について
- ② 福岡県議会議員一般選挙に係る地方書記室の設置について
- ③ 福岡市博多区選挙管理委員会委員の退職及び就任（補欠）について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・平成31年 2 月 21 日（木） 午前10時30分
- ・平成31年 3 月 6 日（水） 午前10時30分
- ・平成31年 3 月 20 日（水） 午前10時30分

議案第2号

投票所入場整理券の様式等に関する規程の一部を改正する規程案について

投票所入場整理券の様式等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年2月5日

福岡市選挙管理委員会

委員長 津 田 隆 士

投票所入場整理券の様式等に関する規程の一部を改正する規程

投票所入場整理券の様式等に関する規程（平成5年福岡市選挙管理委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する場合を含む。）」を削る。

第4条中「様式第1号及び様式第2号」を「様式」に改める。

別記様式第2号を削り、様式第1号を様式とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（理由）

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第14条の施行により、同法公布日以後は海区漁業調整委員会の委員の選挙を行わないこととされたため。

投票所入場整理券の様式等に関する規程の一部を改正する規程案 新旧対照表

○投票所入場整理券の様式等に関する規程の一部を改正する規程

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
(趣旨) 第1条 この規程は、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第31条第1項(漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条において準用する場合を含む。)の規定により本市において交付する投票所入場券(以下「入場券」という。)の名称、配付方法、様式等に関し必要な事項を定めるものとする。 (名称) 第2条 入場券の名称は、投票所入場整理券とする。 (配布方法) 第3条 入場券は、選挙人1人につき1枚交付するものとし、原則として、郵便により各選挙人に配付するものとする。 (入場券の様式) 第4条 入場券の様式は、別記様式第1号及び様式第2号に定めるところによる。 (委任) 第5条 この規程に定めるもののほか、入場券に関し必要な事項は、福岡市選挙管理委員会事務局長が定める。 様式第1号 [公職選挙法による選挙の入場券] 様式第2号 [海区漁業調整委員会の委員の選挙の入場券]	(趣旨) 第1条 この規程は、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第31条第1項 _____の規定により本市において交付する投票所入場券(以下「入場券」という。)の名称、配付方法、様式等に関し必要な事項を定めるものとする。 (名称) 第2条 入場券の名称は、投票所入場整理券とする。 (配布方法) 第3条 入場券は、選挙人1人につき1枚交付するものとし、原則として、郵便により各選挙人に配付するものとする。 (入場券の様式) 第4条 入場券の様式は、別記様式 _____に定めるところによる。 (委任) 第5条 この規程に定めるもののほか、入場券に関し必要な事項は、福岡市選挙管理委員会事務局長が定める。 様式 _____ [公職選挙法による選挙の入場券] (削る。)

(関係法令)

○ 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）（抄）

(漁業法の一部改正)

第1条 漁業法（昭和24年法律第267号）の一部を次のように改正する。

(中略)

第86条から第94条までを削る。

(中略)

第85条を第137条とし、同条の次に次の見出し及び2条を加える。

(委員の任命)

第138条 委員は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、都道府県知事が、議会の同意を得て、任命する。

(後略)

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条から附則第7条まで並びに附則第14条（中略）の規定 公布の日（附則第14条及び第15条第3項において「公布日」という。）

二 (略)

(海区漁業調整委員会に関する経過措置)

第14条 公布日以後は、旧漁業法の規定にかかわらず、旧漁業法第84条の海区漁業調整委員会の委員の選挙は、行わない。ただし、この法律の公布の際既にその期日が告示されているものについては、この限りでない。

2 公布日（公布日が平成30年12月4日以前である場合にあっては、平成30年12月5日）以後は、旧漁業法の規定にかかわらず、旧漁業法第89条第1項の海区漁業調整委員会委員選挙人名簿は、調製しない。

第15条 この法律の公布の際現に在任する海区漁業調整委員会の委員であってその任期が平成33年3月31日前に満了するものの任期は、同日まで延長されるものとする。

2 この法律の施行の際現に在任する海区漁業調整委員会の委員は、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。

3 (略)

○ 旧漁業法施行令第9条において準用する公職選挙法施行令第31条の規定

(投票所入場券及び到着番号札の交付)

第31条 市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がない限り、選挙の期日の公示又は告示の日以後できるだけ速やかに選挙人に投票所入場券を交付するように努めなければならない。

2 (略)

議案第 3 号

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規程案について

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年 2 月 5 日

福岡市選挙管理委員会

委 員 長 津 田 隆 士

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和30年福岡市選挙管理委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「市長選挙における」を削る。

別記第 1 号様式の 1 を次のように改める。

別記第 1 号様式の 1

選 挙 事 務 所 設 置 届 出 書

候補者氏名

選挙事務所所在地	電 話 番 号	設 置 年 月 日	設 置 者	備 考

年 月 日執行の 選挙における選挙事務所を上記の通り設置したからお届けします。

年 月 日

住 所
候補者氏名

番地
印

(あて先)福岡市 区選挙管理委員会
委員長

別記第2号様式の1を次のように改める。

別記第2号様式の1

選 挙 事 務 所 異 動 届 出 書

候補者氏名

選挙事務所所在地		電話番号	設置年月日	設置者	備考
新					
旧					

年 月 日執行の 選挙における選挙事務所を上記の通り異動したからお届けします。

年 月 日

住 所
候補者氏名
番地
印

(あて先)福岡市 区選挙管理委員会
委員長

別記第6号様式から第7号様式の2までを次のように改める。
第6号様式

選挙運動用ビラの届出書

年 月 日

(あて先) 福岡市選挙管理委員会委員長

候補者氏名 印

年 月 日執行の 選挙における公職選挙法第142条第1項第5号の規定による選挙運動用ビラを頒布したいので、別添のとおり 種類を届け出ます。

- 備考 1 頒布できる選挙運動用ビラは、2種類以内です。
2 添付する選挙運動用ビラは、1種類につき2枚です。

第7号様式

その1 市議会議員選挙

年 月 日執行 福岡市議会議員選挙 (選挙区) 選挙運動用ビラ
第 号
福岡市選管

その2 市長選挙

年 月 日執行 福岡市長選挙 選挙運動用ビラ
第 号
福岡市選管

- 備考 1 用紙は、特別の紙質、模様等を用いることができる。
 2 「第 号」には、立候補の届出順位を記入する。
 3 選挙区の表示には、次の表に掲げる略称を用いるものとする。

選挙区	略称
東 区	東
博 多 区	博
中 央 区	中
南 区	南
城 南 区	城
早 良 区	早
西 区	西

第7号様式の2

第 号

年 月 日執行

選挙（選挙区名）

候補者氏名

印

選挙運動用ビラ証紙交付票

年 月 日

福岡市選挙管理委員会 印

交付できる証紙の枚数 枚

交付年月日	交付枚数	通 計	取扱者印
計			

- 注意
- 1 選挙運動用ビラ証紙（以下「証紙」という。）の交付を受けようとするときは、必ずこの交付票を提出してください。
 - 2 法定枚数の証紙の交付を受けたときは、この交付票は当委員会に返してください。なお、証紙の交付が法定枚数に達しないときは、当委員会は取扱者の印を押して控えをとつたうえで提出者にお返しします。

- 備考
- 1 控えについては、「取扱者印」は「受領印」とする。
 - 2 「第 号」には、立候補の届出順位を記入する。
 - 3 選挙区名は、市議会議員選挙の場合に記載する。

別記第19号様式を次のように改める。

別記第19号様式
第 号

年 月 日執行 選挙

政治活動用ポスター証紙交付票(検印票)

政党その他の政治団体名

選挙区名

制限枚数

福岡市選挙管理委員会 印

証 紙 交 付(検印) 年 月 日	証 紙 交 付 (検印)枚数	通 計	残 数	取扱者印
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				

備考 選挙区名は、市議会議員選挙の場合に記載する。

別記第19号様式の2備考2を次のように改める。

2 選挙区の表示は、第7号様式の備考第3項の表に掲げる略称を用いるものとする。

別記第19号様式の3備考中「第19号様式の2備考第2項」を「第7号様式の備考第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年3月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政治活動に関する規程第7条第2項、別記第1号様式の1、第2号様式の1、第6号様式から第7号様式の2まで、第19号様式の2及び第19号様式の3の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される福岡市議会議員の選挙について適用し、この規程の施行の日の前日までにその期日を告示された福岡市議会議員の選挙については、なお従前の例による。

(理由)

公職選挙法の一部を改正する法律（平成29年法律第66号）の施行により、市議会議員の選挙において選挙運動のために使用するビラを頒布することができることとされたため。

公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規程案 新旧対照表

○公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規程 (下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
(選挙運動用ビラの届出) 第6条 法第142条第1項第5号の規定によるビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の届出は、第6号様式によらなければならない。 2 前項の届出をする場合においては、当該届出に係る選挙運動用ビラ2枚（2種類の選挙運動用ビラがある場合においては、それぞれ2枚）を添えなければならない。 (選挙運動用ビラ証紙の交付) 第7条 法第142条第7項の規定により委員会が交付する証紙（以下「選挙運動用ビラ証紙」という。）は、第7号様式によるものとする。 2 選挙運動用ビラ証紙の交付を受けようとする<u>市長選挙における候補者は</u>委員会が交付する第7号様式の2による選挙運動用ビラ証紙交付票に当該候補者の氏名を記入し、押印のうえ、委員会に提出しなければならない。 3 委員会は、選挙運動用ビラ証紙を交付したときは、選挙運動用ビラ証紙交付票に交付年月日及び交付した選挙運動用ビラ証紙の枚数を記入し、取扱者の印を押して提出者に返付するものとする。この場合においては、委員会は、当該選挙運動用ビラ証紙交付票の控えに受領印を押す。 4 前項の場合においては、交付した選挙運動用ビラ証紙の枚数が法第142条第1項第5号に規定する枚数に達したときは、選挙運動用ビラ証紙交付票を返付しないものとする。 (選挙運動用ビラ証紙交付票の再交付) 第8条 第5条の規定は、前条の選挙運動用ビラ証紙交付票の再交付について準用する。	(選挙運動用ビラの届出) 第6条 法第142条第1項第5号の規定によるビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の届出は、第6号様式によらなければならない。 2 前項の届出をする場合においては、当該届出に係る選挙運動用ビラ2枚（2種類の選挙運動用ビラがある場合においては、それぞれ2枚）を添えなければならない。 (選挙運動用ビラ証紙の交付) 第7条 法第142条第7項の規定により委員会が交付する証紙（以下「選挙運動用ビラ証紙」という。）は、第7号様式によるものとする。 2 選挙運動用ビラ証紙の交付を受けようとする_____候補者は委員会が交付する第7号様式の2による選挙運動用ビラ証紙交付票に当該候補者の氏名を記入し、押印のうえ、委員会に提出しなければならない。 3 委員会は、選挙運動用ビラ証紙を交付したときは、選挙運動用ビラ証紙交付票に交付年月日及び交付した選挙運動用ビラ証紙の枚数を記入し、取扱者の印を押して提出者に返付するものとする。この場合においては、委員会は、当該選挙運動用ビラ証紙交付票の控えに受領印を押す。 4 前項の場合においては、交付した選挙運動用ビラ証紙の枚数が法第142条第1項第5号に規定する枚数に達したときは、選挙運動用ビラ証紙交付票を返付しないものとする。 (選挙運動用ビラ証紙交付票の再交付) 第8条 第5条の規定は、前条の選挙運動用ビラ証紙交付票の再交付について準用する。

第1号様式の1

選挙事務所設置届出書

選挙候補者氏名

選挙事務所所在地	電話番号	設置年月日	設置者	備考

年 月 日執行の 選挙における選挙事務所を上記の通り設置したからお届けします。
年 月 日

住 所 番地
候補者 氏 名印

(あて先)福岡市 区選挙管理委員会
委員長

第2号様式の1

選挙事務所異動届出書

選挙候補者氏名

選挙事務所所在地	電話番号	設置年月日	設置者	備考
新				
旧				

年 月 日執行の 選挙における選挙事務所を上記の通り異動したからお届けします。
年 月 日

住 所 番地
候補者 氏 名印

(あて先)福岡市 区選挙管理委員会
委員長

第1号様式の1

選挙事務所設置届出書

候補者氏名

選挙事務所所在地	電話番号	設置年月日	設置者	備考

年 月 日執行の 選挙における選挙事務所を上記の通り設置したからお届けします。
年 月 日

住 所 番地
候補者氏名 印

(あて先)福岡市 区選挙管理委員会
委員長

第2号様式の1

選挙事務所異動届出書

候補者氏名

選挙事務所所在地	電話番号	設置年月日	設置者	備考
新				
旧				

年 月 日執行の 選挙における選挙事務所を上記の通り異動したからお届けします。
年 月 日

住 所 番地
候補者氏名 印

(あて先)福岡市 区選挙管理委員会
委員長

第 6 号様式

選 挙 運 動 用 ビ ラ の 届 出 書

年 月 日

(あて先) 福岡市選挙管理委員会委員長

候補者氏名

印

年 月 日執行の福岡市長選挙における公職選挙法第142条第1項第5号の規定による選挙運動用ビラを頒布したいので、別添のとおり 種類を届け
出ます。

- 備考 1 頒布できる選挙運動用ビラは、2種類以内です。
2 添付する選挙運動用ビラは、1種類につき2枚です。

第 6 号様式

選 挙 運 動 用 ビ ラ の 届 出 書

年 月 日

(あて先) 福岡市選挙管理委員会委員長

候補者氏名

印

年 月 日執行の 選挙における公職選挙法第142条第1項第5号の規定による選挙運動用ビラを頒布したいので、別添のとおり 種類を届け
出ます。

- 備考 1 頒布できる選挙運動用ビラは、2種類以内です。
2 添付する選挙運動用ビラは、1種類につき2枚です。

第 7 号様式

年 月 日執行 福岡市長選挙
選挙運動用ビラ
第 号
福岡市選管

備考 1 「第 号」には、立候補の届出順位を記入する。
2 用紙は、特別の紙質、模様等を用いることができる。

第 7 号様式

その 1 市議会議員選挙	その 2 市長選挙
年 月 日執行 福岡市議会議員選挙 (選 挙 区)	年 月 日執行 福岡市長選挙
選挙運動用ビラ	選挙運動用ビラ
第 号	第 号
福岡市選管	福岡市選管

備考 1 用紙は、特別の紙質、模様等を用いることができる。
2 「第 号」には、立候補の届出順位を記入する。
3 選挙区の表示には、次の表に掲げる略称を用いるものとする。

選 挙 区	略 称
東 区	東
博 多 区	博
中 央 区	中
南 区	南
城 南 区	城
早 良 区	早
西 区	西

第7号様式の2

第 号
年 月 日執行 福岡市長選挙

候補者氏名 印

選挙運動用ビラ証紙交付票

年 月 日
福岡市選挙管理委員会 印

交付できる証紙の枚数70,000枚

交付年月日	交付枚数	通 計	取扱者印
計			

- 注意 1 選挙運動用ビラ証紙（以下「証紙」という。）の交付を受けようとするときは、必ずこの交付票を提出してください。
- 2 法定枚数の証紙の交付を受けたときは、この交付票は当委員会に返してください。なお、証紙の交付が法定枚数に達しないときは、当委員会は取扱者の印を押して控えをとつたうえで提出者にお返しします。

- 備考 1 控えについては、「取扱者印」は「受領印」とする。
- 2 「第 号」には、立候補の届出順位を記入する。

第7号様式の2

第 号
年 月 日執行 選挙（選挙区名）

候補者氏名 印

選挙運動用ビラ証紙交付票

年 月 日
福岡市選挙管理委員会 印

交付できる証紙の枚数 枚

交付年月日	交付枚数	通 計	取扱者印
計			

- 注意 1 選挙運動用ビラ証紙（以下「証紙」という。）の交付を受けようとするときは、必ずこの交付票を提出してください。
- 2 法定枚数の証紙の交付を受けたときは、この交付票は当委員会に返してください。なお、証紙の交付が法定枚数に達しないときは、当委員会は取扱者の印を押して控えをとつたうえで提出者にお返しします。

- 備考 1 控えについては、「取扱者印」は「受領印」とする。
- 2 「第 号」には、立候補の届出順位を記入する。
- 3 選挙区名は、市議会議員選挙の場合に記載する。

第19号様式

第 号

年 月 日執行 選挙

政治活動用ポスター証紙交付票(検印票)

政党その他の政治団体名

選挙区名

制限枚数

福岡市選挙管理委員会 図

証 紙 交 付(検印) 年 月 日	証 紙 交 付 (検印)枚数	通 計	残 数	取扱者印
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				

注 選挙区名は、市議会議員選挙の場合に記載する。

第19号様式

第 号

年 月 日執行 選挙

政治活動用ポスター証紙交付票(検印票)

政党その他の政治団体名

選挙区名

制限枚数

福岡市選挙管理委員会 図

証 紙 交 付(検印) 年 月 日	証 紙 交 付 (検印)枚数	通 計	残 数	取扱者印
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				

備考 選挙区名は、市議会議員選挙の場合に記載する。

第19号様式の2

(略)

- 備考 1 用紙は，特別の紙質及び模様を用いる。
2 選挙区の表示には，次の表に掲げる略称を用いるものとする。

<u>選</u> <u>挙</u> <u>区</u>	<u>略</u> <u>称</u>
東 <u>区</u>	東
博 多 <u>区</u>	博
中 央 <u>区</u>	中
南 <u>区</u>	南
城 南 <u>区</u>	城
早 良 <u>区</u>	早
西 <u>区</u>	西

第19号様式の3

(略)

- 備考 選挙区の表示は，第19号様式の2備考第2項の表に掲げる略称を用いるものとする。

第19号様式の2

(略)

- 備考 1 用紙は，特別の紙質及び模様を用いる。
2 選挙区の表示は，第7号様式の備考第3項の表に掲げる略称を用いるものとする。

(削る。)

第19号様式の3

(略)

- 備考 選挙区の表示は，第7号様式の備考第3項の表に掲げる略称を用いるものとする。

(関係法令)

○公職選挙法（昭和25年法律第100号）（抄）※公職選挙法の一部を改正する法律（平成29年法律第66号）による改正後

(文書図画の頒布)

第142条 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

一～四 (略)

五 指定都市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 三万五千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 七万枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 四千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 八千枚

六・七 (略)

2～5 (略)

6 第一項から第三項までのビラは、新聞折込みその他政令で定める方法によらなければ、頒布することができない。

7 第一項及び第二項のビラは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会。以下この項において同じ。）の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布することができない。この場合において、第二項のビラについて当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙は、当該選挙の選挙区ごとに区分しなければならない。

8 第一項のビラは長さ二十九・七センチメートル、幅二十一センチメートルを、第二項のビラは長さ四十二センチメートル、幅二十九・七センチメートルを、超えてはならない。

9 第一項から第三項までのビラには、その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載しなければならない。この場合において、第一項第一号の二のビラにあつては当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の名称及び同号のビラである旨を表示する記号を、第二項のビラにあつては当該候補者届出政党の名称を、第三項のビラにあつては当該衆議院名簿届出政党等の名称及び同項のビラである旨を表示する記号を、併せて記載しなければならない。

10 (略)

11 都道府県の議会の議員又は長の選挙については都道府県は、市の議会の議員又は長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係

る部分を除く。)に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第三号から第六号までのビラの作成について、無料とすることができる。

12・13 (略)

○公職選挙法の一部を改正する法律（平成29年法律第66号）（抄）

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成31年3月1日から施行する。

（適用区分）

2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を告示される都道府県又は市の議会の議員の選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を告示された都道府県又は市の議会の議員の選挙については、なお従前の例による。

議案第 4 号

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程案について

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年 2 月 5 日

福岡市選挙管理委員会

委 員 長 津 田 隆 士

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成 6 年福岡市選挙管理委員会規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号の2を次のように改める。
様式第1号の2

ビラ作成契約届出書

年 月 日

(宛先)福岡市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行

選挙 (選挙区)

候補者



次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
年 月 日	(電話)	枚	円	
年 月 日	(電話)	枚	円	
年 月 日	(電話)	枚	円	

備考

- 1 この契約届出書には、契約書及び契約金額の内訳書の写しを添付してください。
- 2 内訳書は企画・編集・デザイン、写真撮影、製版、印刷、製本加工等の内訳が分かるものにして
ください。
- 3 「契約内容」欄の「作成契約金額」には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してくだ
さい。

別記様式第1号の5を次のように改める。

様式第1号の5

ビラ作成契約変更届出書

年 月 日

(宛先)福岡市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行

選挙 (選挙区)

候補者

㊟

次のとおりビラの作成契約を変更したので届け出ます。

契 約 年 月 日		契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			作成契約枚数	作成契約金額	
変更前	年 月 日	(電話)	枚	円	
変更後	年 月 日	(電話)	枚	円	

備考

- 1 この契約変更届出書には、変更契約書及び契約金額の内訳書の写しを添付してください。
- 2 作成契約枚数を変更するときは、ビラ作成枚数確認申請書を福岡市選挙管理委員会（福岡市議会議員の選挙にあっては、当該選挙区に係る区選挙管理委員会を経由して福岡市選挙管理委員会）に再提出してください。
- 3 「契約内容」欄の「作成契約金額」には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。
- 4 「備考」欄には、変更内容の概要を記載してください。

別記様式第2号の2を次のように改める。

様式第2号の2

ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

(宛先)福岡市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行

選挙 (選挙区)

候補者



次のビラ作成枚数につき、福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契 約 年 月 日		年 月 日
2 契約 の 相手 方	(1) 氏 名 又 は 名 称	
	(2) 住 所	(電話)
	(3) 法人にあってはその代表者の氏名	
3 確 認 申 請 枚 数		枚
区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今 回 の 枚 数(b)	枚	枚
枚 数 計(a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担対象であることの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から、福岡市選挙管理委員会（福岡市議会議員の選挙にあっては、当該選挙区に係る区選挙管理委員会を経由して福岡市選挙管理委員会）に提出してください。
- 3 「前回までの累積枚数」には、この確認申請書を提出する以前に他のビラ作成業者から作成を受けるビラについて確認申請をしている場合にその枚数の総数を記載してください。

様式第3号の2

ビラ作成枚数確認書

委員長



1 年 月 日執行 選挙 (選挙区)

2 候補者の氏名

3 ビラ作成契約の相手方

4 確認枚数 枚

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、確認枚数に記載の枚数の範囲で公費の支払の請求をすることができます。請求する場合には、候補者が作成したビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者の得票数が公職選挙法第 93 条に定める数に達しないため供託物を没収された場合は、ビラ作成業者は、福岡市に支払を請求することができません。
- 4 選挙運動用ビラ作成契約書の数量を変更するときは、この確認書を福岡市選挙管理委員会（福岡市議会議員の選挙にあっては、当該選挙区に係る区選挙管理委員会を経由して福岡市選挙管理委員会）へ返却してください。

別記様式第 5 号の 1 を次のように改める。

様式第 5 号の 1

ビラ作成証明書

年 月 日

年 月 日執行

選挙 (選挙区)

候補者

印

次のとおりビラを作成したことを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あつてはその代表者の氏名	(電話)
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいてビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が福岡市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者の得票数が公職選挙法第 93 条に定める数に達しないため供託物を没収された場合には、ビラ作成業者は、福岡市に支払を請求することはできません。
- 4 「作成金額」には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。
- 5 公費負担の対象となる額は、次のとおりです。

公費負担の額＝単価×枚数

(1) 単価

以下のア、イのいずれか少ない額

ア 次の作成枚数の区分に応じて算出される額

(ア) 確認された作成枚数が 5 万枚以下の場合

7 円 51 銭

(イ) 確認された作成枚数が 5 万枚を超える場合

$$\frac{375,500\text{円} + 5\text{円}2\text{銭} \times (\text{確認された作成枚数} - 5\text{万枚})}{\text{確認された作成枚数}}$$
〔1 銭未満の端数がある場合には、その端数は 1 銭とする〕

イ 選挙運動用ビラ作成契約書の 1 枚あたりの額

(2) 枚数

作成枚数又はビラ作成枚数確認書に記載された確認枚数のいずれか少ない数

別記様式第6号の2を次のように改める。

様式第6号の2

請 求 書
(選挙運動用ビラの作成)

年 月 日

(宛先)福岡市長

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名



(電話)

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、
次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 _____ 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙 (選挙区)
- 4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本 ・ 支 店 名	
金融機関コード		支 店 コ ー ド	
預 金 種 別		口 座 番 号	
フ リ ガ ナ			
口 座 名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに投票日後速やかに提出してください。
- 2 候補者の得票数が公職選挙法第93条に定める数に達しないため供託物を没収された場合には、福岡市に支払を請求することはできません。
- 3 「請求金額」には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。

(別紙)

請 求 内 訳 書
(ビラの作成)

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単価 (A)	枚数 (B)	金額(C) =(A)×(B)	単価 (D)	枚数 (E)	金額(F) =(D)×(E)	単価 (G)	枚数 (H)	金額(I) =(G)×(H)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- (C)欄には、消費税及び地方消費税を含んだ金額(1円未満の端数は切り捨て)を記載してください。
- (D)欄には、次により算出した金額を記載してください。
 - 確認書により確認された作成枚数が5万枚以下の場合
7円51銭
 - 確認書により確認された作成枚数が5万枚を超える場合

$$\frac{375,500\text{円} + 5\text{円}2\text{銭} \times (\text{確認された作成枚数} - 5\text{万枚})}{\text{確認された作成枚数}}$$

$\left[\begin{array}{l} 1\text{ 銭未満の端数がある場合に} \\ \text{は、その端数は1 銭とする} \end{array} \right]$
- (E)欄には、ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の金額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年 3 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規程による改正後の公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政治活動に関する規程は、この規程の施行の日以後その期日を告示される福岡市議会議員の選挙について適用し、この規程の施行の日の前日までにその期日を告示された福岡市議会議員の選挙については、なお従前の例による。

(理由)

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正により、関係規定中の様式を改める必要があるため。

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程案 新旧対照表

○福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

(下線部分は改正部分)

現行

様式第1号の2

ビラ作成契約届出書

年 月 日

(宛先)福岡市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 福岡市長選挙
候補者 ㊟

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
年 月 日	(電話)	枚	円	
年 月 日	(電話)	枚	円	
年 月 日	(電話)	枚	円	

備考

1 この契約届出書には、契約書及び契約金額の内訳書の写しを添付してください。

2 内訳書は企画・編集・デザイン、写真撮影、製版、印刷、製本加工等の内訳が分かるものにしてください。

3 「契約内容」欄の「作成契約金額」には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。

改正案

様式第1号の2

ビラ作成契約届出書

年 月 日

(宛先)福岡市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 選挙 (選挙区)
候補者 ㊟

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契 約 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
年 月 日	(電話)	枚	円	
年 月 日	(電話)	枚	円	
年 月 日	(電話)	枚	円	

備考

1 この契約届出書には、契約書及び契約金額の内訳書の写しを添付してください。

2 内訳書は企画・編集・デザイン、写真撮影、製版、印刷、製本加工等の内訳が分かるものにしてください。

3 「契約内容」欄の「作成契約金額」には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。

様式第 1 号の 5

ビラ作成契約変更届出書

年 月 日

(宛先)福岡市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 福岡市長選挙
候補者 ㊦

次のとおりビラの作成契約を変更したので届け出ます。

契 約 年 月 日		契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			作成契約枚数	作成契約金額	
変更前	年 月 日	(電話)	枚	円	
変更後	年 月 日	(電話)	枚	円	

備考

- 1 この契約変更届出書には、変更契約書及び契約金額の内訳書の写しを添付してください。
- 2 作成契約枚数を変更するときは、ビラ作成枚数確認申請書を福岡市選挙管理委員会に再提出してください。
- 3 「契約内容」欄の「作成契約金額」には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。
- 4 「備考」欄には、変更内容の概要を記載してください。

様式第 1 号の 5

ビラ作成契約変更届出書

年 月 日

(宛先)福岡市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 選挙 (選挙区)
候補者 ㊦

次のとおりビラの作成契約を変更したので届け出ます。

契 約 年 月 日		契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			作成契約枚数	作成契約金額	
変更前	年 月 日	(電話)	枚	円	
変更後	年 月 日	(電話)	枚	円	

備考

- 1 この契約変更届出書には、変更契約書及び契約金額の内訳書の写しを添付してください。
- 2 作成契約枚数を変更するときは、ビラ作成枚数確認申請書を福岡市選挙管理委員会（福岡市議会議員の選挙にあっては、当該選挙区に係る区の選挙管理委員会を經由して福岡市選挙管理委員会）に再提出してください。
- 3 「契約内容」欄の「作成契約金額」には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。
- 4 「備考」欄には、変更内容の概要を記載してください。

様式第2号の2

ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

(宛先)福岡市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 福岡市長選挙
候補者 ㊟

次のビラ作成枚数につき、福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

1	契 約 年 月 日	年 月 日	
2 契約の相手方	(1) 氏 名 又 は 名 称		
	(2) 住 所	(電話)	
	(3) 法人にあってはその代表者の氏名		
3	確 認 申 請 枚 数	枚	
	区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
	前回までの累積枚数(a)	枚	枚
	今 回 の 枚 数(b)	枚	枚
	枚 数 計(a)+(b)	枚	枚
備 考			

備考

- この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担対象であることの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から、福岡市選挙管理委員会に提出してください。
- 「前回までの累積枚数」には、この確認申請書を提出する以前に他のビラ作成業者から作成を受けるビラについて確認申請をしている場合にその枚数の総数を記載してください。

様式第2号の2

ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

(宛先)福岡市選挙管理委員会委員長

年 月 日執行 選挙 (選挙区)
候補者 ㊟

次のビラ作成枚数につき、福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

1	契 約 年 月 日	年 月 日	
2 契約の相手方	(1) 氏 名 又 は 名 称		
	(2) 住 所	(電話)	
	(3) 法人にあってはその代表者の氏名		
3	確 認 申 請 枚 数	枚	
	区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
	前回までの累積枚数(a)	枚	枚
	今 回 の 枚 数(b)	枚	枚
	枚 数 計(a)+(b)	枚	枚
備 考			

備考

- この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担対象であることの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から、福岡市選挙管理委員会（福岡市議会議員の選挙にあっては、当該選挙区に係る区選挙管理委員会を経由して福岡市選挙管理委員会）に提出してください。
- 「前回までの累積枚数」には、この確認申請書を提出する以前に他のビラ作成業者から作成を受けるビラについて確認申請をしている場合にその枚数の総数を記載してください。

様式第3号の2

確認番号 第 号

ビラ作成枚数確認書

年 月 日

福岡市選挙管理委員会
委員長



福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

1 年 月 日執行 福岡市長選挙

2 候補者の氏名

3 ビラ作成契約の相手方

4 確認枚数 _____ 枚

備考

- この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- この確認書を受領したビラ作成業者は、確認枚数に記載の枚数の範囲で公費の支払の請求をすることができます。請求する場合には、候補者が作成したビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- この確認書に記載された候補者の得票数が公職選挙法第93条に定める数に達しないため供託物を没収された場合は、ビラ作成業者は、福岡市に支払を請求することができません。
- 選挙運動用ビラ作成契約書の数量を変更するときは、この確認書を福岡市選挙管理委員会へ返却してください。

様式第3号の2

確認番号 第 号

ビラ作成枚数確認書

年 月 日

福岡市選挙管理委員会
委員長



福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

1 年 月 日執行 選挙 (選挙区)

2 候補者の氏名

3 ビラ作成契約の相手方

4 確認枚数 _____ 枚

備考

- この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- この確認書を受領したビラ作成業者は、確認枚数に記載の枚数の範囲で公費の支払の請求をすることができます。請求する場合には、候補者が作成したビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- この確認書に記載された候補者の得票数が公職選挙法第93条に定める数に達しないため供託物を没収された場合は、ビラ作成業者は、福岡市に支払を請求することができません。
- 選挙運動用ビラ作成契約書の数量を変更するときは、この確認書を福岡市選挙管理委員会（福岡市議会議員の選挙にあつては、当該選挙区に係る区選挙管理委員会を経由して福岡市選挙管理委員会）へ返却してください。

様式第5号の1

ビラ作成証明書

年 月 日
年 月 日執行 福岡市長選挙
候補者 ⑩

次のとおりビラを作成したことを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	(電話)
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいてビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
 - ビラ作成業者が福岡市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
 - この証明書を発行した候補者の得票数が公職選挙法第93条に定める数に達しないため供託物を没収された場合には、ビラ作成業者は、福岡市に支払を請求することはできません。
 - 「作成金額」には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。
 - 公費負担の対象となる額は、次のとおりです。
公費負担の額＝単価×枚数
- (1) 単価
以下のア、イのいずれか少ない額
ア 次の作成枚数の区分に応じて算出される額
(ア) 確認された作成枚数が5万枚以下の場合
7円51銭
(イ) 確認された作成枚数が5万枚を超える場合
$$\frac{375,500円 + 5円2銭 \times (\text{確認された作成枚数} - 5万枚)}{\text{確認された作成枚数}}$$
 [1銭未満の端数がある場合には、その端数は1銭とする]
- イ 選挙運動用ビラ作成契約書の1枚あたりの額
- (2) 枚数
作成枚数又はビラ作成枚数確認書に記載された確認枚数のいずれか少ない数

様式第5号の1

ビラ作成証明書

年 月 日
年 月 日執行 選挙 (選挙区)
候補者 ⑩

次のとおりビラを作成したことを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	(電話)
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいてビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
 - ビラ作成業者が福岡市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
 - この証明書を発行した候補者の得票数が公職選挙法第93条に定める数に達しないため供託物を没収された場合には、ビラ作成業者は、福岡市に支払を請求することはできません。
 - 「作成金額」には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。
 - 公費負担の対象となる額は、次のとおりです。
公費負担の額＝単価×枚数
- (1) 単価
以下のア、イのいずれか少ない額
ア 次の作成枚数の区分に応じて算出される額
(ア) 確認された作成枚数が5万枚以下の場合
7円51銭
(イ) 確認された作成枚数が5万枚を超える場合
$$\frac{375,500円 + 5円2銭 \times (\text{確認された作成枚数} - 5万枚)}{\text{確認された作成枚数}}$$
 [1銭未満の端数がある場合には、その端数は1銭とする]
- イ 選挙運動用ビラ作成契約書の1枚あたりの額
- (2) 枚数
作成枚数又はビラ作成枚数確認書に記載された確認枚数のいずれか少ない数

様式第 6 号の 2

請 求 書
(選挙運動用ビラの作成)

年 月 日

(宛先)福岡市長

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名



(電話)

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の
規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 _____ 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 年 月 日執行 福岡市長選挙

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本 ・ 支 店 名	
金融機関コード		支 店 コ ー ド	
預 金 種 別		口 座 番 号	
フ リ ガ ナ			
口 座 名			

備考

- この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに投票日後速やかに提出してください。
- 候補者の得票数が公職選挙法第93条に定める数に達しないため供託物を没収された場合には、福岡市に支払を請求することはできません。
- 「請求金額」には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。

様式第 6 号の 2

請 求 書
(選挙運動用ビラの作成)

年 月 日

(宛先)福岡市長

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名



(電話)

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の
規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 _____ 円

2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり

3 年 月 日執行 選挙 (選挙区)

4 候補者の氏名

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金 融 機 関 名		本 ・ 支 店 名	
金融機関コード		支 店 コ ー ド	
預 金 種 別		口 座 番 号	
フ リ ガ ナ			
口 座 名			

備考

- この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに投票日後速やかに提出してください。
- 候補者の得票数が公職選挙法第93条に定める数に達しないため供託物を没収された場合には、福岡市に支払を請求することはできません。
- 「請求金額」には、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載してください。

(別紙)

請 求 内 訳 書
(ビラの作成)

作 成 金 額			基準限度額			請 求 金 額			備 考
単価 (A)	枚数 (B)	金額(C) = (A) × (B)	単価 (D)	枚数 (E)	金額(F) = (D) × (E)	単価 (G)	枚数 (H)	金額(I) = (G) × (H)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- (C)欄には、消費税及び地方消費税を含んだ金額(1円未満の端数は切り捨て)を記載してください。
- (D)欄には、次により算出した金額を記載してください。
 - 確認書により確認された作成枚数が5万枚以下の場合
7円51銭
 - 確認書により確認された作成枚数が5万枚を超える場合

$$\frac{375,500\text{円} + 5\text{円}2\text{銭} \times (\text{確認された作成枚数} - 5\text{万枚})}{\text{確認された作成枚数}} \left[\begin{array}{l} 1\text{銭未満の端数がある場合に} \\ \text{は、その端数は1銭とする} \end{array} \right]$$

- (E)欄には、ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の金額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

(別紙)

請 求 内 訳 書
(ビラの作成)

作 成 金 額			基準限度額			請 求 金 額			備 考
単価 (A)	枚数 (B)	金額(C) = (A) × (B)	単価 (D)	枚数 (E)	金額(F) = (D) × (E)	単価 (G)	枚数 (H)	金額(I) = (G) × (H)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- (C)欄には、消費税及び地方消費税を含んだ金額(1円未満の端数は切り捨て)を記載してください。
- (D)欄には、次により算出した金額を記載してください。
 - 確認書により確認された作成枚数が5万枚以下の場合
7円51銭
 - 確認書により確認された作成枚数が5万枚を超える場合

$$\frac{375,500\text{円} + 5\text{円}2\text{銭} \times (\text{確認された作成枚数} - 5\text{万枚})}{\text{確認された作成枚数}} \left[\begin{array}{l} 1\text{銭未満の端数がある場合に} \\ \text{は、その端数は1銭とする} \end{array} \right]$$

- (E)欄には、ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の金額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

(関係法令)

○福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年福岡市条例第2号）（抄）※福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（平成30年福岡市条例第1号）による改正後

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、福岡市議会議員（以下「議員」という。）及び福岡市長（以下「市長」という。）の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第5号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、第8条各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第5号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数（選挙の一部無効による再選挙にあっては、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）第132条の6第1項の表に定める枚数を超える場合には、同表に定める枚数））を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、市委員会が定めるところにより、その旨を市委員会（議員の選挙にあっては、区委員会を経由して市委員会）に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の額及び手続)

第8条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第5号に定める枚数（選挙の一部無効による再選挙にあっては、令第132条の6第1項の表に定める枚数）の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規

定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円51銭
- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 5円2銭にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額に375,500円を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

○福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（平成30年福岡市条例第1号）（抄）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第1条及び第6条から第8条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される福岡市議会議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された福岡市議会議員の選挙については、なお従前の例による。

議案第 5 号

福岡市議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式について

平成31年 4 月 7 日執行の福岡市議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式を別紙のように定めるもの。

平成31年 2 月 5 日

福岡市選挙管理委員会

委員長 津 田 隆 士

(理由)

公職選挙法第45条第 2 項の規定による。

(別紙)

1 一般投票用紙

こうほしやしめい 候補者氏名	平成三十一年執行 福岡市議会議員一般選挙投票 市議 注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 印
-------------------	---

備考

- 1 用紙は黄色とし、黒色で印刷するものとする。
- 2 用紙の大きさは、縦128ミリメートル、横80ミリメートルとするものとする。
- 3 投票用紙に押すべき印は、福岡市選挙管理委員会印（一般公印）の黒色とし、かつ、刷り込むものとする。

2 点字投票用紙

こうほしやしめい 候補者氏名	平成三十一年執行 福岡市議会議員一般選挙投票 市議 注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 点字投票 印
-------------------	---

備考

- 1 用紙は橙色とし、黒色で印刷するものとする。
- 2 用紙の大きさは、縦128ミリメートル、横80ミリメートルとするものとする。
- 3 投票用紙に押すべき印は、福岡市選挙管理委員会印（一般公印）の黒色とし、かつ、刷り込むものとする。
- 4 「平成三十一年執行」の文字の行の位置に、「しぎかいぎいんせんきょ」と点字で表示するものとする。

(関係法令)

○公職選挙法

(投票用紙の交付及び様式)

第45条 投票用紙は、選挙の当日、投票所において選挙人に交付しなければならない。

- 2 投票用紙の様式は、衆議院議員又は参議院議員の選挙については総務省令で定め、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める。

(点字投票)

第47条 投票に関する記載については、政令で定める点字は文字とみなす。

○公職選挙法施行令

(点字投票)

第39条 法第47条の規定によつて盲人が投票に関する記載に使用することができる点字は、別表第一で定める。

- 2 盲人である選挙人は、点字によつて投票をしようとする場合においては、投票管理者に対して、その旨を申し立てなければならない。この場合においては、投票管理者は、点字投票である旨の表示をした投票用紙を交付しなければならない。

議案第 6 号

福岡市議会議員一般選挙に用いる仮投票用封筒，不在者投票用外封筒，郵便等による不在者投票用外封筒及び特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票用外封筒に押すべき印について

平成31年 4 月 7 日執行の福岡市議会議員一般選挙に用いる仮投票用封筒，不在者投票用外封筒，郵便等による不在者投票用外封筒及び特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票用外封筒に押すべき印を次のように定めるもの。

平成31年 2 月 5 日

福岡市選挙管理委員会

委 員 長 津 田 隆 士

仮投票用封筒，不在者投票用外封筒，郵便等による不在者投票用外封筒及び特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票用外封筒に押すべき印は，福岡市選挙管理委員会印（一般公印）とし，かつ，刷り込むものとする。

（理由）

公職選挙法施行規則第 8 条の規定による仮投票用封筒の様式について定めた別記第 9 号様式の備考 3，第10条の規定による不在者投票用外封筒の様式について定めた別記第11号様式の備考 2，第10条の 5 の規定による郵便等による不在者投票用外封筒の様式について定めた別記第13号様式の 7 の備考 1 及び第10条の 5 の 4 の規定による特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票用外封筒の様式について定めた別記第13号様式の 7 の 3 の備考 2 においてそれぞれ準用する別記第 5 号様式の備考 5 の規定による。

(関係法令)

○公職選挙法施行規則別記第9号様式（仮投票用封筒の様式）

図、備考1・2 （略）

備考3 封筒に押すべき都（道府県）（市）（区）（町）（村）選挙管理委員会印については、第5号様式（衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式）の備考4及び5に準ずる。（以下 略）

○公職選挙法施行規則別記第11号様式（令53条第1項及び第54条第1項の規定による投票用封筒の様式）

図、備考1 （略）

備考2 外封筒に押すべき都（道府県）（市）（区）（町）（村）選挙管理委員会印については、第5号様式（衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式）の備考4及び5並びに第6号様式（船員の不在者投票における投票用紙の様式）の備考4に準ずる。（以下 略）

○公職選挙法施行規則別記第13号様式の7（郵便等による不在者投票における投票用封筒の様式）

図 （略）

備考1 外封筒に押すべき都（道府県）（市）（区）（町）（村）選挙管理委員会印については、第5号様式（衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式）の備考4及び5に準ずる。（以下 略）

○公職選挙法施行規則別記第13号様式の7の3（特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票における投票用封筒の様式）

図、備考1 （略）

備考2 外封筒に押すべき都（道府県）（市）（区）（町）（村）選挙管理委員会印については、第5号様式（衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式）の備考4及び5並びに第6号様式（船員の不在者投票における投票用紙の様式）の備考4に準ずる。（以下 略）

○公職選挙法施行規則別記第5号様式（衆議院議員又は参議院議員の選挙の投票用紙の様式）

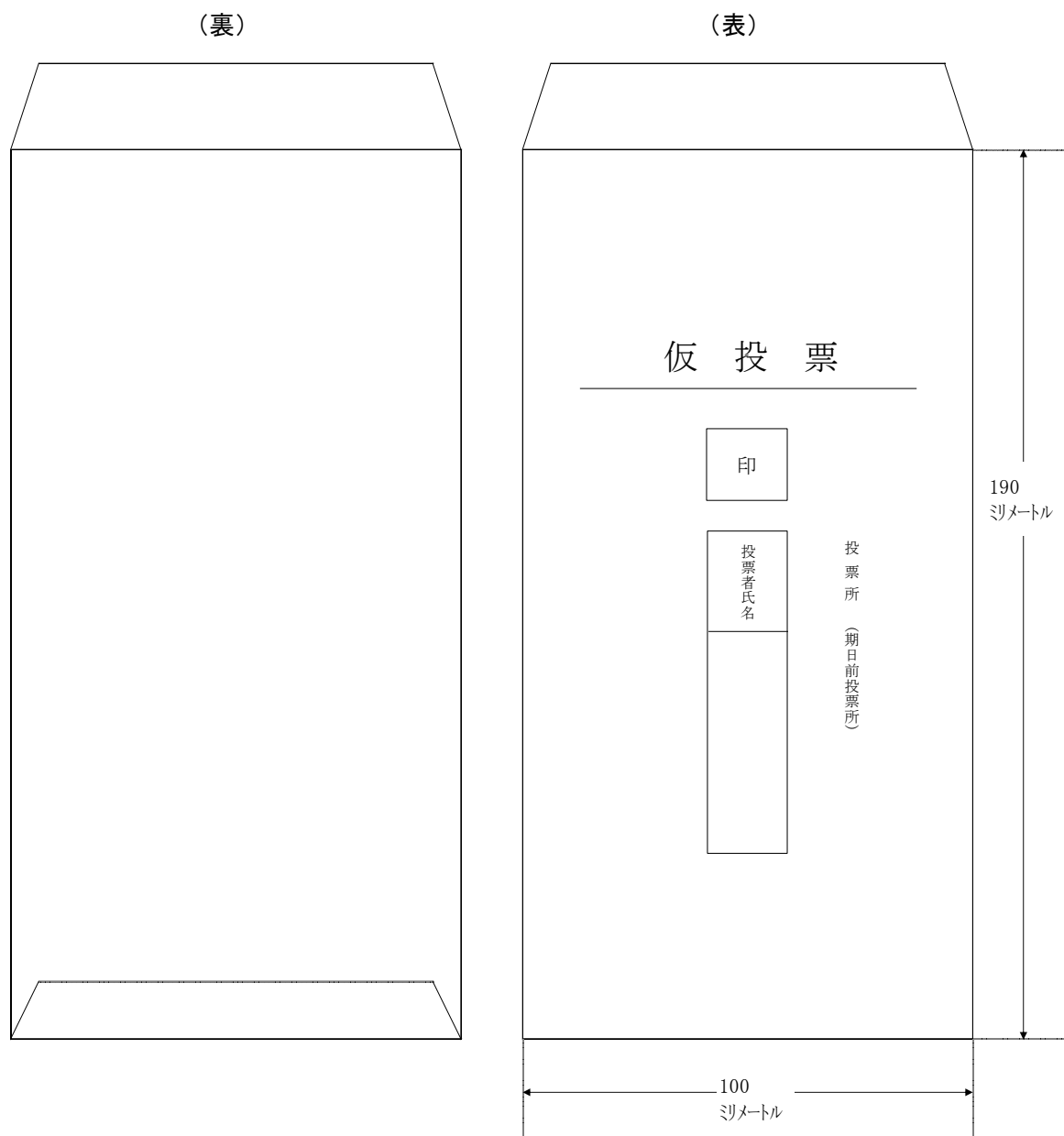
図、備考1～4 （略）

備考5 不正行為を防止することができる方法で投票用紙を印刷することができる」と認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会、その定めるところにより、投票用紙に押すべき都道府県又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。（以下 略）

(参考) 平成31年4月7日執行の福岡市議会議員一般選挙に用いる仮投票用封筒、不在者投票用外封筒、郵便等による不在者投票用外封筒及び特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票用封筒の様式

1 仮投票用封筒

公職選挙法施行規則第8条の規定による仮投票用封筒の様式について定めた別記第9号様式による。



備考

- 1 封筒の色は黄色とし、黒色で印刷するものとする。
- 2 封筒に押すべき印は、福岡市選挙管理委員会印（一般公印）とし、かつ、黒色で刷り込むものとする。

2 不在者投票用外封筒

公職選挙法施行規則第10条の規定による不在者投票用外封筒の様式について定めた別記第11号様式による。

(裏)
(表)

交付市区町村名

交付年月日 平成 年 月 日

船員が登録されている選挙人名簿の属する市区町村名

不在者投票管理者

立会人

投票年月日 平成 年 月 日 投票場所

平成31年執行
福岡市議会議員一般選挙
不在者投票

(外封筒)

注意

投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

印

投票者氏名

福岡市区	投	番
氏名		男・女
整理	番	号該当

190
シメートル

100
シメートル

備考

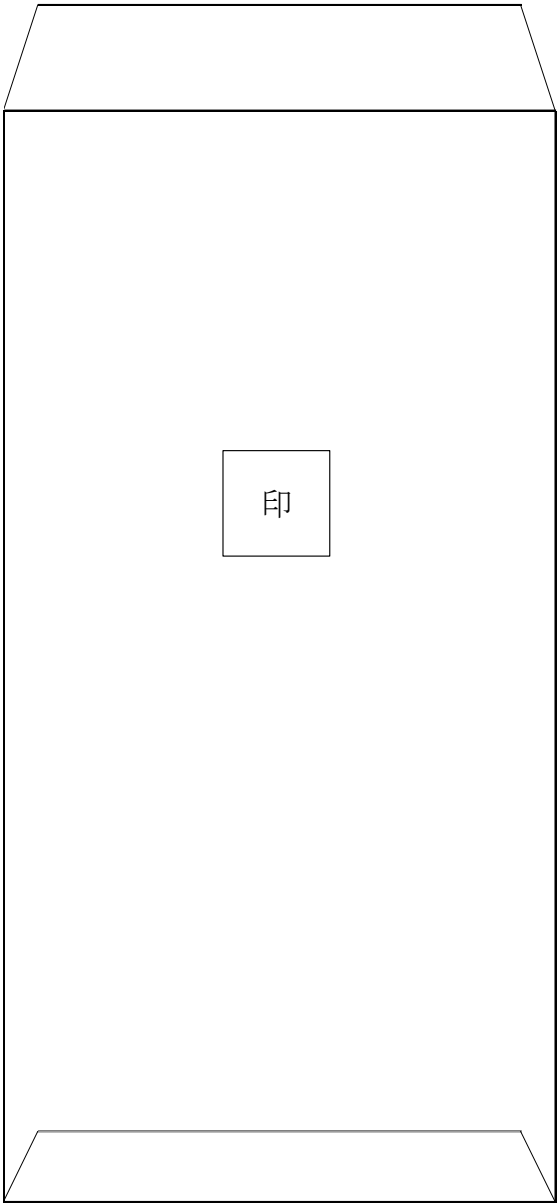
- 封筒の色は黄色とし、黒色で印刷するものとする。
- 封筒に押すべき印は、福岡市選挙管理委員会印（一般公印）とし、かつ、黒色で刷り込むものとする。

3 郵便等による不在者投票用外封筒

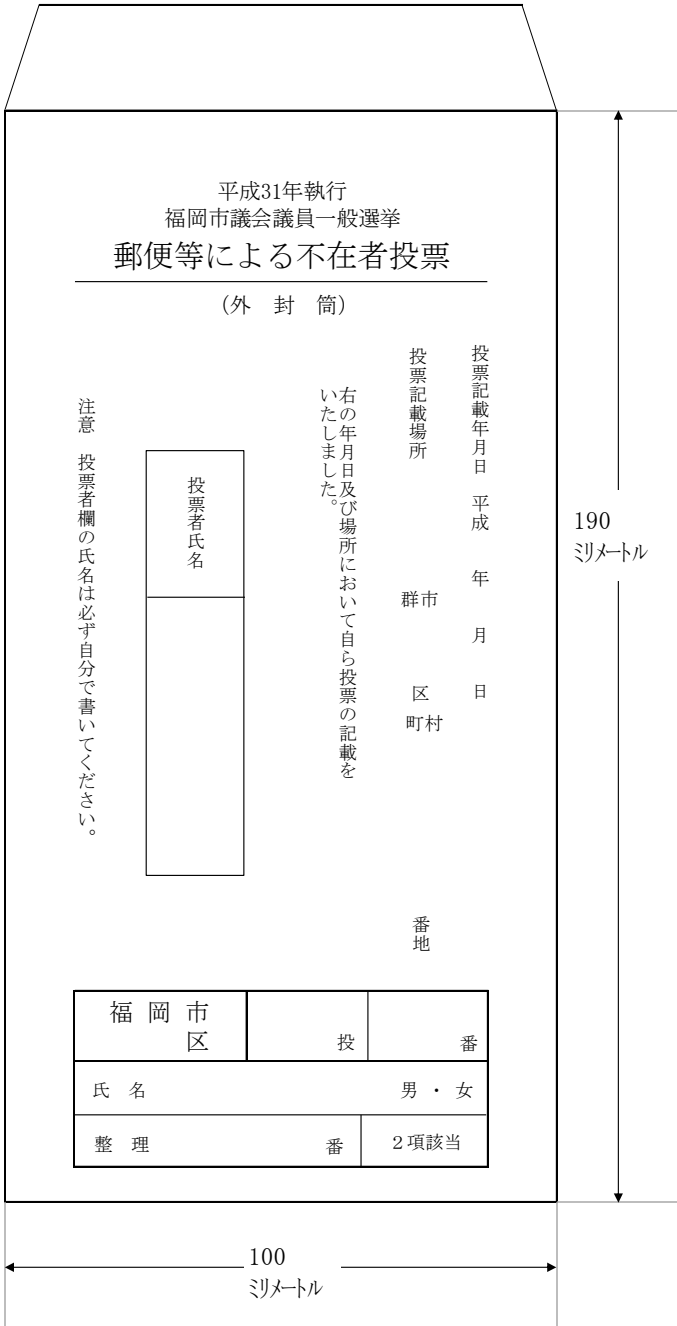
(1) 一般用

公職選挙法施行規則第10条の5の規定による郵便等による不在者投票用外封筒の様式について定めた別記第13号様式の7による。

(裏)



(表)



(裏)

(表)

印

平成31年執行
福岡市議会議員一般選挙
郵便等による不在者投票

(外 封 筒)

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

投票者氏名

右の年月日及び場所において自ら投票の記載を
いたしました。

投票記載年月日 平成 年 月 日

群市 区 町村

番地

福 岡 市 区	投	番
氏 名		男 ・ 女
整 理	番	2 項該当

190
ミリメートル

100
ミリメートル

備考

- 1 封筒の色は黄色とし、赤色で印刷するものとする。
- 2 封筒に押すべき印は、福岡市選挙管理委員会印（一般公印）とし、かつ、赤色で刷り込むものとする。

(2) 代理記載用

公職選挙法施行規則第10条の5の規定による郵便等による不在者投票用外封筒の様式について定めた別記第13号様式の7による。

(裏)	(表)									
印	平成31年執行 福岡市議会議員一般選挙 郵便等による不在者投票 (代理記載用) (外 封 筒) 注意 投票者欄には、選挙人の氏名を記載してください。 また、代理記載人の氏名は、代理記載人が必ず 自分で書いてください。 投票記載年月日 平成 年 月 日 投票記載場所 群市 区 町村 番地 代理記載人氏名 投票者氏名 <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 33%;">福 岡 市 区</td><td style="width: 33%;">投</td><td style="width: 33%;">番</td></tr><tr><td>氏 名</td><td colspan="2">男 ・ 女</td></tr><tr><td>整 理</td><td>番</td><td>2 項 該 当</td></tr></table>	福 岡 市 区	投	番	氏 名	男 ・ 女		整 理	番	2 項 該 当
福 岡 市 区	投	番								
氏 名	男 ・ 女									
整 理	番	2 項 該 当								
	100 ミリメートル									
	190 ミリメートル									

備考

- 1 封筒の色は黄色とし、青色で印刷するものとする。
- 2 封筒に押すべき印は、福岡市選挙管理委員会印（一般公印）とし、かつ、青色で刷り込むものとする。

4 特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票用外封筒

公職選挙法施行規則第10条の5の4の規定による特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票用外封筒の様式について定めた別記第13号様式の7の3による。

(裏)

(表)

備考

- 1 封筒の色は橙色とし、黒色で印刷するものとする。
- 2 封筒に押すべき印は、福岡市選挙管理委員会印（一般公印）とし、かつ、黒色で刷り込むものとする。

議案第 7 号

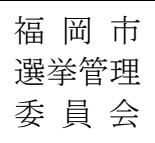
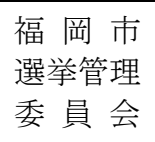
福岡市議会議員一般選挙における印影印刷用公印の使用について

平成31年 4 月 7 日執行の福岡市議会議員一般選挙において，次のように印影印刷用公印を使用することとし，告示するもの。

平成31年 2 月 5 日

福岡市選挙管理委員会

委員長 津 田 隆 士

印刷物の名称	色	印影印刷用 公印の名称	ひ な 形	形 状	大 き さ	用 途
投 票 用 紙	黒	選挙管理 委員会印		正方形	20 ミ リ メートル	選 挙
仮 投 票 用 封 筒	黒					
不 在 者 投 票 用 外 封 筒	黒					
郵便等による不在者投票用外封筒	赤					
郵便等による不在者投票用外封筒 (代理記載用)	青					
特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票用外封筒	黒					
政 談 演 説 会 告 知 用 表 示	赤	選挙管理 委員会印		正方形	50 ミ リ メートル	選 挙
選 挙 用 拡 声 機 表 示	赤					
選挙運動用自動車(船舶)用表示	赤					
街 頭 演 説 標 旗	赤					
街 頭 演 説 運 動 員 腕 章	赤					
自動車(船舶)乗車(船)用腕章	赤					
政 治 活 動 用 自 動 車 表 示	赤					

(理由)

福岡市選挙管理委員会規程第28条及び福岡市公印規則第 9 条の規定による。

(関係法令)

○福岡市選挙管理委員会規程

(公印)

第27条 委員会，委員長，委員長職務代理者及び事務局長の公印の名称，書体，形状，大きさ，管守者及び用途は別表第1のとおりとし，そのひな形は別表第2のとおりとする。

2 (略)

(公印の取扱い)

第28条 前条に定めるもののほか公印の取扱いについては，市長の事務部局の例による。

○福岡市公印規則

(印影印刷)

第9条 市，市長，区長又は福祉事務所に係る公印を使用すべき文書で，一定の字句若しくは内容のものを多数印刷するもの又は市長が必要と認めたものについては，第6条に規定する公印の押なつに代えて，公印の印影又はこれを伸縮した印影（以下この条において「印影」という。）を印刷することができる。

2 (略)

3 市長は，第1項の規定により印影を印刷した文書（以下「印影印刷物」という。）及び印影印刷用公印の名称並びに印影のひな形，形状，大きさ及び用途をあらかじめ告示するものとする。

4 (略)

議案第 8 号

福岡市議会議員一般選挙における公営ポスター掲示場の区画数について

平成31年 4 月 7 日執行の福岡市議会議員一般選挙における公営ポスター掲示場の区画数を次のように定める。

平成31年 2 月 5 日

福岡市選挙管理委員会

委員長 津 田 隆 士

選挙区	区画数
東 区	2 1
博多区	1 8
中央区	1 8
南 区	2 1
城南区	1 5
早良区	1 8
西 区	1 5

(理由)

福岡市選挙ポスター掲示場設置規程第 2 条第 2 項の規定による。

(関係法令)

○福岡市選挙ポスター掲示場設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡市選挙ポスター掲示場設置条例（昭和58年福岡市条例第5号。以下「条例」という。）に規定するポスターの掲示場（以下「ポスター掲示場」という。）におけるポスターの掲示の順序その他ポスターの掲示に関し必要な事項を定めるものとする。

(ポスター掲示面の様式)

第2条 (略)

2 前項のポスター掲示面の掲示区画（以下「掲示区画」という。）の数は、福岡市選挙管理委員会（以下「市の委員会」という。）がそのつど定めるものとする。

【福岡市議会議員一般選挙の立候補者見込み】

単位：人

選挙区	平成31. 4. 7 執行			平成27. 4. 12執行		平成23. 4. 10執行	
	定数	立候補者 見 込 数	ポスター掲示 場区画数	定数	立候補者数	定数	立候補者数
東 区	1 2	1 9	2 1	1 2	1 7	1 2	1 6
博多区	9	1 2	1 8	9	1 0	9	1 4
中央区	7	1 3	1 8	7	1 2	7	1 3
南 区	1 1	1 5	2 1	1 1	1 3	1 1	1 5
城南区	6	1 1	1 5	6	8	6	1 2
早良区	9	1 3	1 8	9	1 0	9	1 6
西 区	8	1 0	1 5	8	1 0	8	1 0
計	6 2	9 3		6 2	8 0	6 2	9 6

※ ポスター掲示場区画数は、立候補者見込数に2（予備）を加えた数の直近上位の数を基本とした3の倍数とする。

議案第9号

福岡市議会議員一般選挙において公営ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日について

平成31年4月7日執行の福岡市議会議員一般選挙において、公職の候補者が公営ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のように定め、告示する。

平成31年2月5日

福岡市選挙管理委員会

委員長 津 田 隆 士

公職の候補者が立候補の届出をした日

(理由)

公職選挙法第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定による。

(関係法令)

○公職選挙法

(ポスター掲示場)

第144条の2 衆議院（小選挙区選出）議員，参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては，市町村の選挙管理委員会は，第143条第1項第5号のポスター（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。）の掲示場を設けなければならない。

2～4 （略）

5 公職の候補者は，第1項の掲示場に，当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については，当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定め，あらかじめ告示する日から第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターそれぞれ1枚を掲示することができる。この場合において，市町村の選挙管理委員会は，ポスターの掲示に関し，政令で定めるところにより，当該公職の候補者に対し，事情の許す限り便宜を供与するものとする。

6・7 （略）

8 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は，市町村の議会の議員及び長の選挙については市町村は，それぞれ，条例で定めるところにより，第143条第1項第5号のポスターの掲示場を設けることができる。

9 （略）

10 第3項から第7項までの規定は，第8項の規定によりポスターの掲示場を設置する場合について，準用する。

報告事項 1

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

平成34年（2022年）6月30日を有効期限とする政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示として用いる証票を前回報告以後下記のとおり交付した。

記

交付数

1 市議会議員選挙

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 候補者等用 | 6 人（全交付数 79人） |
| (2) 後援団体用 | 5 団体（全交付数 78団体） |

2 市長選挙

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 候補者等用 | 0 人（全交付数 1 人） |
| (2) 後援団体用 | 0 団体（全交付数 1 団体） |

関係市選挙管理委員会委員長 殿

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳



福岡県議会議員一般選挙に係る地方書記室の設置
及び選挙長事務等の管理執行について（依頼）

貴委員会におかれましては、日頃から各種の選挙の管理執行について、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県におきましては、従前から福岡県議会議員一般選挙に関する事務を適正かつ円滑に管理執行するため、関係市区選挙管理委員会に地方書記室を設置し、選挙長事務等処理していただいております。平成 31 年 4 月 7 日執行予定の福岡県議会議員一般選挙につきましても、これらの事務の管理執行に万全を期すため、別紙のとおり「福岡県議会議員一般選挙執行要領」を定め、地方書記室において、選挙長事務等を処理していただきたいと思いますと考えております。

つきましては、御多忙中誠に恐れ入りますが、この趣旨を御理解の上、御協力くださるようお願いいたします。

なお、御承諾の上は、下記により別添「職員の身分取扱い等に関する協定書」（以下、「協定書」という。）及び別紙様式 1 から別紙様式 5 について、「協定書」「別紙様式 2-1」及び「別紙様式 2-2」は書面により、その他の様式は電子メール（Excel ファイル）により、平成 31 年 1 月 18 日（金）までに御返送くださるようお願いいたします。

記

1 「協定書」について

別添「協定書」に記名押印の上、1 通を御返送願います。

2 職員の職務専念義務の免除について

協定書第 5 条の規定により、福岡県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）の地方書記長及び地方書記に任命した貴選挙管理委員会（以下「貴委員会」という。）の職員（兼務職員）が選挙長事務又は県委員会の事務に従事する場合、その間に限り、貴委員会の職員としての職務に専念する義務を免除していただくことが必要になります。

職務に専念する義務の免除に係る手続については、貴委員会の所定の方法によりますが、参考までに書式例を添付します。

3 職員の推薦について

県委員会の地方書記長及び地方書記に任命すべき貴委員会の職員（書記長（事務局長）を含む。）を、別紙様式1により御推薦願います。

4 選挙長及び選挙長職務代理者の選任の承諾について

「福岡県議会議員一般選挙執行要領」に基づいて、原則として貴職を選挙長に、貴委員会の書記長（事務局長）をその職務代理者に選任したいと考えております。

このことについては、県委員会に諮って選任することになりますが、あらかじめ貴職及び貴委員会の書記長（事務局長）の承諾を得ておく必要がありますので、別紙様式2-1及び別紙様式2-2により承諾書を御返送願います。

選挙管理委員会書記長（事務局長）が退職予定者の場合は、委員長以外の選挙管理委員等を選挙長職務代理者に選任するようお願いいたします。

5 選挙長事務を取り扱う場所について

前記4のとおり貴職に福岡県議会議員一般選挙の選挙長を依頼する予定ですが、この場合、当委員会、選挙長事務を取り扱う場所をあらかじめ関係者等に周知し、告示する必要がありますので、別紙様式3によりその場所（所在地）を御報告願います。

6 選挙会を開催すべき場所及び日時について

選挙会を開催すべき場所及び日時については、当委員会があらかじめ告示することになりますので、その場所及び日時について、別紙様式4により御報告願います。

なお、郡部単独の選挙区については、平成31年4月9日（火）午前中に選挙会を開催するよう御配慮願います。

7 立候補届出等事前審査について

事前審査の日時、会場及び電話番号については、立候補予定者等からの問合せがありますので、当該情報について別紙様式5により御報告願います。

なお、事前審査では、立候補予定者等が持参した届出書類等をコピーした上で実施していただくこととしておりますので、遺漏のないようお願いいたします。

8 電子データ（Excel ファイル）の名称

書記室情報（市区町村番号＋市区町村名）

（例）書記室情報（01 門司区）

書記室情報（15 大牟田市）

担当：安川

電話：092-643-3077

E-mail：yasukawa-s5868@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県議会議員一般選挙執行要領

平成 31 年 4 月 7 日執行予定の福岡県議会議員一般選挙を円滑かつ適正に執行するため、次のとおり執行要領を定める。

I 組織

1 地方書記室の設置

- (1) 福岡県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）の事務の一部を処理するため、別記のとおり関係市区選挙管理委員会（以下「関係市区委員会」という。）内に地方書記室を置く。
- (2) 各地方書記室の名称は、「〇〇市（区）地方書記室」とし、その担当する選挙区は、別記の定めるとおりとする。
- (3) 地方書記室に地方書記長を置くこととし、別に協議して定めるところにより、当該関係市区委員会の書記長（事務局長）を任命するものとする。
- (4) 地方書記室に地方書記を置くこととし、別に協議して定めるところにより、当該関係市区委員会等の職員のうちから任命するものとする。

2 選挙長及びその職務代理者

原則として、地方書記室を置いた関係市区委員会の委員長を当該地方書記室が担当する選挙区の選挙長に、当該関係市区委員会の書記長（事務局長）をその職務代理者に選任する。

II 地方書記室が所掌する事務

1 選挙長事務の処理

- (1) 選挙長事務は、当該地方書記室において処理するものとし、当該地方書記室の書記長及び地方書記は、その事務を補助執行するものとする。
- (2) 県委員会の委員長が必要と認めるときは、選挙長事務を補助執行させるため、県委員会の書記を地方書記室に派遣することができる。

2 地方書記室において処理する事務

(1) 選挙長事務の補助執行に関する事項

- ① 立候補届、届出事項の異動届及び立候補辞退届を受理し、その旨を県委員会に報告すること。
- ② 立候補届を受理された候補者に対し、選挙長が発行する次の証明書等を交付すること。
 - ア 候補者用通常葉書使用証明書
 - イ 新聞広告掲載証明書
 - ウ 選挙運動用通常葉書差出票
- ③ 候補者の被選挙権の調査
- ④ 候補者の氏名等を、関係する市区町村選挙管理委員会の委員長及び市区町村長に通知すること。
- ⑤ 選挙立会人になるべき者の届出の受理、決定、選任及び通知に関すること。

【別紙】

⑥ 選挙会を開催し、その結果を県委員会に報告すること。

(2) 県委員会の事務の補助執行に関する事項

① 立候補届出等に関する事前審査

② 候補者に対する次の公営物資及び各種証明書の交付

ア 選挙運動用自動車及び船舶の表示

イ 選挙運動用拡声機の表示

ウ 街頭演説用標旗

エ 自動車船舶乗車乗船用腕章

オ 街頭演説用腕章

カ 選挙運動用ビラ証紙

キ その他参考資料

③ 候補者のポスターの見本の徴収

④ 候補者の選挙運動用ビラの見本の徴収

⑤ 政治活動用ポスターの検印

⑥ 選挙事務所設置届及び異動届の受理並びに県委員会への報告

⑦ 出納責任者選任届及び異動届の受理並びに県委員会への報告

⑧ 報酬を支給する選挙運動に従事する者の届出の受理及び県委員会への報告

⑨ 選挙公営（選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスター及びビラ作成）に係る事項

ア 契約届出書等の審査、受付及び確認書の交付

イ 支払請求に係る添付書類等の審査、受付及び当該書類の福岡県（企画・地域振興部市町村支援課）への送付

⑩ 違反文書図画に係る所轄警察署からの現認書の受理、立候補届出時の候補者等への撤去命令書等及び現認書の交付、その他違反文書図画への撤去命令等の発出

⑪ 選挙公報に係る事項

選挙公報掲載申請書の受理及び県委員会への報告

⑫ その他県委員会が特に定める事項

Ⅲ 投票及び開票の速報

投票及び開票の速報は、地方書記室を介さず、県委員会と市区町村選挙管理委員会との間において直接に行うものとする。

郡を含む選挙区の投票及び開票の状況については、県委員会から適宜、選挙長に通報するものとする。

Ⅳ 経費

Ⅱに掲げる事務を処理するために要する経費は、別途定める基準に基づき算定することとし、原則として、県知事及び県議会議員選挙に係る執行経費に加算して交付するものとする。（詳細については別途通知）

地方書記室一覧

地方書記室を 設置する市区名			地方書記室が 担当する選挙区名	地方書記室を 設置する市区名		地方書記室が 担当する選挙区名
1	北九州市	北九州市門司区	同左	22	筑後市	同左
2		北九州市小倉北区	同左	23	大川市	大川市・三潞郡
3		北九州市小倉南区	同左	24	行橋市	①行橋市 ②京都郡
4		北九州市若松区	同左	25	豊前市	築上郡・豊前市
5		北九州市八幡東区	同左	26	中間市	①中間市 ②遠賀郡
6		北九州市八幡西区	同左	27	小郡市	小郡市・三井郡
7		北九州市戸畑区	同左	28	筑紫野市	同左
8	福岡市	福岡市東区	同左	29	春日市	同左
9		福岡市博多区	同左	30	大野城市	同左
10		福岡市中央区	同左	31	宗像市	同左
11		福岡市南区	同左	32	太宰府市	同左
12		福岡市城南区	同左	33	古賀市	①古賀市 ②糟屋郡
13		福岡市早良区	同左	34	福津市	同左
14		福岡市西区	同左	35	うきは市	同左
15	大牟田市		同左	36	宮若市	宮若市・鞍手郡
16	久留米市		同左	37	嘉麻市	同左
17	直方市		同左	38	朝倉市	朝倉市・朝倉郡
18	飯塚市		飯塚市・嘉穂郡	39	みやま市	同左
19	田川市		①田川市 ②田川郡	40	糸島市	同左
20	柳川市		同左	41	那珂川市	同左
21	八女市		八女市・八女郡			

職員の身分取扱い等に関する協定書

平成 31 年 4 月 7 日執行予定の福岡県議会議員一般選挙に関して、福岡県選挙管理委員会が行う事務の一部を処理するため、福岡県選挙管理委員会を甲とし、福岡市選挙管理委員会を乙とし、福岡市 区選挙管理委員会を丙とし、甲乙丙の協議により、次のとおり定めるものとする。

(兼務の発令及び期間)

第 1 条 甲は、丙の推薦に基づき、丙の職員を、甲の職員に任命し、甲の事務を処理させるものとする。

2 丙の職員で甲の職員に任命された者（以下「兼務職員」という。）の兼務の期間は、甲の辞令の交付をもって定めるものとする。

(兼務職員の処理する事務)

第 2 条 兼務職員が処理する事務は、別に定めるところによるものとする。

2 兼務職員は、甲の事務の処理に当たっては、甲の指示に従うものとする。

3 甲が前項の指示をする場合は、乙と協議するものとする。

(給与及び旅費)

第 3 条 兼務職員の給料、手当及び旅費は、乙及び丙が支給するものとする。

(勤務時間等)

第 4 条 兼務職員の勤務時間その他の勤務条件及び服務については、丙の関係規定を適用するものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第 5 条 丙は、兼務職員が甲の事務に従事する場合は、その間に限り、兼務職員の丙の職員としての職務に専念する義務を免除するものとする。

(有効期間)

第 6 条 この協定は、兼務職員の兼務の期間に限り、効力を有するものとする。

(その他)

第 7 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙丙の協議の上、定めるものとする。

2 甲丙間における文書の送受については、乙を経由して行うものとする。

この協定の証として、本書 3 通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成31年 月 日

甲 福岡県選挙管理委員会
委員長 藤井克己 印

乙 福岡市選挙管理委員会
委員長 印

丙 福岡市 区選挙管理委員会
委員長 印

福岡市長
福岡市議会議長
福岡市・区選挙管理委員会委員長
福岡県選挙管理委員会委員長

様

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長職務代理者 市木 淳



福岡市博多区選挙管理委員会委員の退職及び就任（補欠）について（通知）

博多区選挙管理委員に下記のとおり異動がありましたので通知します。

記

1. 委員を退職した者

氏 名	鬼塚 敏満
退職年月日	平成 31 年 1 月 31 日

2. 委員に就任（補欠）した者

氏 名	小出 剛史
住 所	
就 任（補欠）理 由	鬼塚敏満委員の退職による
就任（補欠）年月日	平成 31 年 2 月 1 日

※住所については、掲載しておりません。